

呉市快適トイレ設置工事実施要領

令和8年4月1日制定

第1条 趣旨

本要領は、呉市が発注する請負工事（以下「工事」という。）において、快適トイレ設置工事の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 対象工事

請負対象金額（税込み）5千万円以上の工事において、受注者希望型での施工を対象とする。ただし、現場施工に着手する日から工事完成までの期間が1か月未満の工事は対象外とする。

第3条 快適トイレの設置

- (1) 男女ともに現場で働く場合は、男女別で設置することを標準とする。
- (2) 受注者は、次のアからサの全ての仕様を満たすトイレを設置することとする。
なお、シからチについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの出入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

第4条 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレを設置する場合、その旨を施工計画書提出前に工事打合せ簿で監督員に提出し、その後、施工計画書にも記載をすること。

- (2) 受注者は、快適トイレを工事現場へ設置前に、必要事項を記入した「快適トイレチェックシート」に、パンフレット・見積書等の資料とともに監督員に工事打合せ簿で提出すること。
- (3) 監督員は、実際に設置された快適トイレについて、受理した資料を基に現場にて確認を行うこと。
- (4) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督員に工事打合せ簿にて提出すること。
- (5) 受注者は、快適トイレを設置するとしたにもかかわらず、設置が出来なかった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿で監督員に提出すること。

第5条 計上費用

- (1) 本要領に適合した快適トイレを設置したことを認められた工事については、精算時に実際にかかった費用を、共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (2) 精算時に計上する費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上する。男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする（102,000円／2基・月が上限）。
なお、計上する期間は、受発注者間で協議後に実際に設置した期間とし、見積書（月極賃料又は日極賃料）に応じて月単位又は日単位で計上するものとする。
※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（見積書）から10,000円（従来品）を減じた額
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に計上可能とする。
- (4) 運搬・設置・撤去に係る費用は共通仮設費（率分）に含む。
- (5) 積算上限額を超える費用については、当面、積上げ計上しない。
- (6) 工事現場に新たに快適トイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

第6条 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に公告及び随意契約を行うものから適用する。